家庭用コージェネレーションシステム契約
(選 択 約 款)

２０２６年１０月１日実施

佐 賀 ガ ス 株 式 会 社

目 次

頁

１　目的 …… １

２　この選択約款の変更 …… １

３　用語の定義 …… １

４　適用条件 …… ２

５　契約の締結 …… ２

６　使用量の算定 …… ３

７　料金 …… ３

８　単位料金の調整 …… ３

９　設置確認 …… ４

１０　契約の変更又は解約 …… ５

１１　その他 …… ５

付則

１　実施の期日 …… ５

２　本選択約款の実施に伴う切り替え措置 …… ５

（別表）

１　料金及び消費税等相当額の算定方法 …… ７

２　料金表 …… ８

１．目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

２．この選択約款の変更

（１） 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２） お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３） この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。

（４） この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（１）「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジンにより電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用熱電供給システムをいいます。

（２）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

（３）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては１０パーセントといたします。

（５）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

① 専用住宅又は１需要場所におけるガスメーターの能力（ガス小売供給約款及び他の選択約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又はガス小売供給約款２２(２)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が１０立方メートル毎時以下の主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅における需要であること。

② ガスエンジンの定格発電出力（機器容量）が１KW 以上５KW 以下の家庭用コージェネレーションシステムを使用すること。

５．契約の締結

（１） この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。

（２） 申し込みの際、お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。

（３） 契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（４） 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされた方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解

約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（５）　当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（６）　当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

６．使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

７．料金

（１）　当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

（２）　当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（３）　料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日以内に支払っていただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（４）　お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(１)に基づく１ヶ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）　当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は別表１(３)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備 考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

（２） （１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

② 平均原料価格（トン当たり）

（別表）１の（３）に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝ トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６３４

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．設置確認

（１） 当社は、家庭用コージェネレーションシステムの設置の有無等、４の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

（２）　家庭用コージェネレーションシステムを取り外すなど、４に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。 なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

10. 契約の変更又は解約

（１）　お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、又は２(１)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）　当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年9月３０日まで家庭用コージェネレーションシステム契約（以下「旧選択約款」といいます。）

の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

(算　式)

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

Ｄ＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のＤを３０とする。）

Ｄ1＝Ｄのうち２０２６年9月３０日までの期間に属する日数

Ｄ2＝Ｄのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

Ｖ＝料金算定期間の使用量

Ｖ1＝旧選択約款適用期間の使用量

Ｖ2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

Ｖ1＝Ｖ×Ｄ1／Ｄ（小数点第１位以下の端数切り捨て）

Ｖ2＝Ｖ－Ｖ1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

Ｖ1＝Ｖ－Ｖ2

Ｖ2＝Ｖ×Ｄ2／Ｄ（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Ｖが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

（別 表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金、又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表　（消費税等相当額を含みます）

（１）適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が２５立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	１，２１０．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２５８．５０円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	３，９２７．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１４５．１３円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

家 庭 用 床 暖 房 契 約
だ ん ら ん プ ラ ン

(選 択 約 款)

２０２６年１０月１日実施

佐 賀 ガ ス 株 式 会 社

目 次

頁

１．目的 …… 1

２．この選択約款の変更 …… 1

３．用語の定義 …… 1

４．適用条件 …… 2

５．契約の締結 …… 2

６．使用量の算定 …… 3

７．料金 …… 3

８．単位料金の調整 …… 3

９．設置確認 …… 4

10．契約の変更又は解約 …… 4

11．その他 …… 4

付則

１． 実施の期日 …… 5

２． 本選択約款の実施に伴う切り替え措置 …… 5

（別表）

別表１．料金及び消費税等相当額の算定方法 …… 6

別表２．料金表１（その他の期間） …… 7

別表３．料金表２（適用期間） …… 8

1　目的

この選択約款は、床暖房の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2　この選択約款の変更

（1）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（2）お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（3）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。

（4）　この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3　用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（1）「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。

（2）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗･作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

（3）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては１０パーセントといたします。
（５）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４　適用条件

この選択約款は、家庭用として、専用住宅又は主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅で、床暖房を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

５　契約の締結

（１）お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。
（２）この選択約款に関する契約は、当社が前項の申し込みを承諾した時に成立いたします。
（３）契約期間は次の期間といたします。
① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
（４） 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
（５） 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
（６） 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6　使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7　料金

（１）　当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

（２）　当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（３）　料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日以内に支払っていただきます。 なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（４）　料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8　単位料金の調整

（１）当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は別表１(５)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×(１＋消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×(１＋消費税率)

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）(１)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１の(５)に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満

の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝ トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６３４

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算 式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9 設置確認

（１） 当社は、４に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

（２）床暖房を取り外すなど、４に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。 なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

10 契約の変更又は解約

（１） お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、又は２（１）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11 その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年９月３０日まで家庭用床暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）
の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のDを３０とする。）

D1＝Dのうち２０２６年９月３０日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量

V2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

V1＝V×D1／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

V2＝V－V1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

V1＝V－V2

V2＝V×D2／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別 表１

料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

（２）料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

①「料金表１（その他の期間）」は、料金算定期間の末日が５月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②「料金表２（冬期）」は、料金算定期間の末日が１２月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

（３）従量料金は、基準単位料金、又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（４）料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

（５）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別 表２

料金表１（その他の期間）（消費税等相当額を含みます）

（１）適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が２５立方メートルを超え、２０８立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が２０８立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	１，２１０．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２８７．２６円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）料金表Ｂ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	１，６６１．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２７４．７２円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（4）料金表Ｃ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	５，２９６．５０円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２５７．２７円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表３

料金表２（適用期間）（消費税等相当額を含みます）

（1）適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が２５立方メートルを超え、１００立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が１００立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表Ａ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	１，２１０．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２５８．５０円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	３，１１３．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１７７．０７円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（４）料金表Ｃ

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター１個につき	４，７６３．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１６０．５８円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

空　調　夏　期　契　約

（選択約款）

２０２６年１０月１日実施

佐賀ガス株式会社

目　　次　　頁

１　目的　・・・・・・・・・・・・　１
２　この選択約款の変更　・・・・・・・・・・・・　１
３　用語の定義　・・・・・・・・・・・・　１
４　適用条件　・・・・・・・・・・・・　１
５　契約の締結　・・・・・・・・・・・・　２
６　使用量の算定　・・・・・・・・・・・・　２
７　料金　・・・・・・・・・・・・　２
８　単位料金の調整　・・・・・・・・・・・・　３
９　その他　・・・・・・・・・・・・　３

付　則
１　実施の期日　・・・・・・・・・・・・　４
２　本選択約款の実施に伴う切り替え措置　・・・・・・・・・・・・　４

別表１　料金及び消費税等相当額の算定方法　・・・・・・・・・・・・　５
別表２　料金表　・・・・・・・・・・・・　６

1　目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

2　この選択約款の変更

(1)　当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2)　お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3)　この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号(供給先番号)を記載します。

(4)　この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3　用語の定義

（1）　「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し３．６を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て)。ただし、１立方メートル未満の場合は、１立方メートルとします。

（2）　「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。

（3）　「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税及び地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（4）　「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については１０パーセントといたします。

（5）　「単位料金」とは、８に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4　適用条件

空調機器を使用し、空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置することができる場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に申し込みいただけます。

5　契約の締結

（1）お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。

（2）　お客さまが、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めるものとします。

（3）　契約期間は次のとおりとします。

①　新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の検針日までとします。

②　契約期間満了時までに当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には､契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし､以降も同様とします。

（4）　当社は、この契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款による契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日またはガス小売供給約款による契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約またはガス小売供給約款による契約への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（5）　当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

6　使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

7　料金

（1）　当社は、料金の支払いが支払い義務発生の日の翌日から起算して３０日以内にお支払いただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（2）　当社は、４月使用分(３月検針日の翌日から４月検針日まで)から１１月使用分(１０月検針日の翌日から１１月検針日まで)までの期間については、別表２の料金表（料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定し､１２月使用分(１１月検針日の翌日から１２月検針日まで)から３月使用分(２月検針日の翌日から３月検針日まで)までの期間については、ガス小売供給約款に定める料金表を適用して料金を算定します。

8　単位料金の調整

（1）当社は、毎月、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表２の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第３位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１の(4)に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６３４

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

ア　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9　その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用します。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年9月３０日まで空調夏期契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のDを３０とする。）

D1＝Dのうち２０２６年9月３０日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量

V2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

V1＝V×D1／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

V2＝V－V1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

V1＝V－V2

V2＝V×D2／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表１

料金及び消費税等相当額の算定方法

(1)　料金は、基本料金に従量料金を加えたものといたします。

(2)　基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計とします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。

(3)　従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額といたします

(4)　料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

(5) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別表２

料金表（消費税等相当額を含みます）

（１）適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２，０００立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が２，０００立方メートルから４，０００立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が４，０００立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ

①　定額基本料金

１ヶ月およびガスメーター１個につき	６，８９７．００円

②　流量基本料金単価

１立方メートルにつき	５９１．２３円

③　基準単位料金

１立方メートルにつき	１６６．８４円

④　調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

（３）料金表Ｂ

①　定額基本料金

１ヶ月およびガスメーター１個につき	２８，８９７．００円

②　流量基本料金単価

１立方メートルにつき	５９１．２３円

③　基準単位料金

１立方メートルにつき	１６１．３４円

④　調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

（４）料金表Ｃ

①　定額基本料金

１ヶ月およびガスメーター１個につき	５７，４９７．００円

②　流量基本料金単価

１立方メートルにつき	５９１．２３円

③　基準単位料金

１立方メートルにつき	１４７．０４円

④　調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

時　間　帯　別　Ａ　契　約

（選択約款）

２０２６年１０月１日実施

佐賀ガス株式会社

目　　次　　頁

1　目的　・・・・・・・・・・　1
2　この選択約款の変更　・・・・・・・・・・　1
3　用語の定義　・・・・・・・・・・　1
4　適用条件　・・・・・・・・・・　2
5　契約の締結　・・・・・・・・・・　2
6　使用量の算定　・・・・・・・・・・　3
7　料金　・・・・・・・・・・　3
8　単位料金の調整　・・・・・・・・・・　3
9　需給契約の補償料　・・・・・・・・・・　4
10　名義の変更　・・・・・・・・・・　4
11　契約の変更または解消　・・・・・・・・・・　5
12　契約の解消に伴う契約中途解消補償料　・・・・・・・・・・　5
13　本支管工事費の精算　・・・・・・・・・・　5
14　緊急調整時の措置　・・・・・・・・・・　5
15　その他　・・・・・・・・・・　6

付　則
1　実施の期日　・・・・・・・・・・　6
2　本選択約款の実施に伴う切り替え措置　・・・・・・・・・・　6

別表１　料金及び消費税等相当額の算定方法　・・・・・・・・・・　8
別表２　料金表（時間帯別Ａ契約）　・・・・・・・・・・　9

1　目的

この選択約款は、3（6）に定める定時から定時以外への負荷移行が可能な需要家を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

2　この選択約款の変更

（1）　当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（2）　お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（3）　この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。

（4）　この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3　用語の定義

（1）　「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

（2）　「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

（3）　「最大需要期」とは、１２月使用分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から３月使用分（２月検針日の翌日から３月検針日まで）までの４ヶ月間をいいます。

（4）　「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。

（5）　「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい，パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の１ヶ月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の１ヶ月当たり平均契約使用量}} \times １００$$

（６） 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後６時から午後９時までをいいます。

（７） 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。

（８） 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する当該機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し３．６を乗じた値をいいます（小数点以下は切捨て）。ただし、１立方メートル未満の場合は１立方メートルとします。

（９） 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については、１０パーセントといたします。

(11) 「単位料金」とは、８に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

４　適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望する場合に申し込みいただけます。

（１） 定時使用量が１日の使用量の２０パーセント以下。

（２） 当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてのガスを使用する場合であって、ガス使用量を計量する専用ガスメーターを設置。

（３） 契約年間負荷率が７５パーセント以上。

（４） 不測の需給ひっ迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要。

５　契約の締結

（１） お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。

（２） お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし，当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものとします。

① 契約使用可能量

② 契約年間使用量

③ 契約最大需要期使用量

④ 契約月別使用量

（３） 契約期間は，原則として１年間とし、別途需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時までに当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約期間はさらに１年間延長するものとし、以降も同様とします。

6　使用量の算定

各月使用分の使用量は，前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

7　料金

（1）　当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して３０日以内にお支払いいただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（2）　当社は、別表２の料金表（８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。

（3）　お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合におけるその月またはその期間の基本料金は、（2）にもとづく１ヵ月当たりの基本料金の全額とし、従量料金は、（2）の従量料金に準じて算定します。

8　単位料金の調整

（1）　当社は、毎月、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表２の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第３位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（2）　（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１の（5）に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６３４

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

ア　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９　需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料および定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

（１）　年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率｛(年間の１ヵ月当たり平均実績使用量／最大需要期の１ヵ月当たり平均実績使用量）×１００｝(小数点以下切捨て)が７５パーセント未満の場合には，当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料とします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{\begin{array}{l}\text{当該契約年度における実績月間使用量および各月の単位料金にもとづいて算定した供給約款料金に定める料金相当額の合計額}\end{array}\right\} \times 1.03 - \left\{\begin{array}{l}\text{当該契約年度における実績月間使用量および各月の単位料金にもとづいて算定した時間帯別Ａ契約料金相当額の合計額}\end{array}\right\}$$

（２）　定時使用量超過補償料

当社は、定時使用量が１日の使用量の２０パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過補償料とします。

$$\text{定時使用量超過補償料} = \left\{\begin{array}{l}\text{当該月の実績使用量および単位料金にもとづいて算定した供給約款に定める料金相当額}\end{array}\right\} \times 1.03 - \left\{\begin{array}{l}\text{当該月の実績使用量および単位料金にもとづいて算定した時間帯別Ａ契約料金相当額}\end{array}\right\}$$

１０　名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は、この契約をその後継者に承継させ、かつ、後継者の義務履行を相手方に保証するものとします。

１１　契約の変更または解消

（1）　お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または２(１)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものとします。

（2）　当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合および９の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む）には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとします。

１２　契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、１１(１)の規定によるものであって、当社がやむを得ないと判断した場合以外、または１１(２)の規定によるものであって、お客さまの契約違反のみによる場合には、当社は次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、契約中途解消補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（1）　新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{c}\text{解消日の翌月から}\\ \text{契約終了月までの}\\ \text{残存月数}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{基本料金}\\ \text{相当額}\end{array}\right)$$

（2）　新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left(\begin{array}{c}\text{前契約の１}\\ \text{ヶ月当たり}\\ \text{の基本料金}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{c}\text{新契約の１}\\ \text{ヶ月当たり}\\ \text{の基本料金}\end{array}\right)\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{解消日の翌月か}\\ \text{ら前契約終了月}\\ \text{までの残存月数}\end{array}\right)$$

１３　本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後１年未満の契約期間中において、契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

１４　緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表２(１)および(２)の基本料金を次の算式によって割引します。

また、９の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものとします。

(1) 定額基本料金割引額 ＝ ［定額基本料金］ × ［調整時間／当該月の時間数］ × ［１時間当たりの平均調整量／契約使用可能量］

(2) 流量基本料金割引額 ＝ ［流量基本料金単価］ × ［契約使用可能量］ × ［調整時間／当該月の時間数］ × ［１時間当たりの平均調整量／契約使用可能量］

１５　その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用します。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年９月３０日まで時間帯別Ａ契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×Ｄ1／Ｄ＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×Ｖ1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×Ｄ2／Ｄ＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×Ｖ2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

Ｄ＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のＤを３０とする。）

Ｄ1＝Ｄのうち２０２６年９月３０日までの期間に属する日数

Ｄ2＝Ｄのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

Ｖ＝料金算定期間の使用量

Ｖ1＝旧選択約款適用期間の使用量

Ｖ2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

Ｖ1＝Ｖ×Ｄ1／Ｄ（小数点第１位以下の端数切り捨て）

Ｖ2＝Ｖ－Ｖ1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

Ｖ1＝Ｖ－Ｖ2

Ｖ2＝Ｖ×Ｄ2／Ｄ（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Ｖが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表１

料金及び消費税等相当額の算定方法

（１） 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

（２） 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計とします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額とします。

（３） 従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を適用する場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額とします。

（４） 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

（５） 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては､前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別表２

料金表：時間帯別Ａ契約（消費税等相当額を含みます）

（１）　定額基本料金

１ヶ月につき	３，９２７．００円

（２）　流量基本料金単価

１立方メートルにつき	５９１．２３円

（３）　基準単位料金

１立方メートルにつき	１９８．１０円

（４）　調整単位料金

（3）の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

時　間　帯　別　Ｂ　契　約

（選択約款）

２０２６年１０月１日実施

佐賀ガス株式会社

目　　次　　頁

1　目的　・・・・・・・・・　1
2　この選択約款の変更　・・・・・・・・・　1
3　用語の定義　・・・・・・・・・　1
4　適用条件　・・・・・・・・・　2
5　契約の締結　・・・・・・・・・　2
6　使用量の算定　・・・・・・・・・　3
7　料金　・・・・・・・・・　3
8　単位料金の調整　・・・・・・・・・　3
9　需給契約の補償料　・・・・・・・・・　4
10　名義の変更　・・・・・・・・・　6
11　契約の変更または解消　・・・・・・・・・　6
12　契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料
　　または契約昼間使用量超過補償料の精算　・・・・・・・・・　7
13　契約の解消に伴う契約中途解消補償料　・・・・・・・・・　7
14　本支管工事費の精算　・・・・・・・・・　7
15　緊急調整時の措置　・・・・・・・・・　8
16　その他　・・・・・・・・・　8

付　則
1　実施の期日　・・・・・・・・・　8
2　本選択約款の実施に伴う切り替え措置　・・・・・・・・・　8

別表１　料金及び消費税等相当額の算定方法　・・・・・・・・・　9
別表２　料金表　・・・・・・・・・　１１

1　目的

この選択約款は、３(９)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要家を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

2　この選択約款の変更

（１）　当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）　お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）　この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。

（４）　この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3　用語の定義

（１）　「契約最大使用量」とは、契約で定める１年間を通じて１時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。

（２）　「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

（３）　「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

（４）　「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの１年間において引取らなければならない使用量をいいます。

（５）　「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を１２で除した量をいいます。

（６）　「最大需要期」とは、１２月使用分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から３月使用分（２月検針日の翌日から３月検針日まで）までの４ヶ月間をいいます。

（７）　「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。

（８） 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の１ヶ月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の１ヶ月当たり平均契約使用量}} \times １００$$

（９） 「昼間」とは、午前７時から午後１０時までをいい、「夜間」とは、午後１０時から午前７時までをいいます。

（１０）「契約昼間使用量」とは、最大需要期における１ヶ月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。

（１１）「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。

（１２）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１３）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については１０パーセントといたします。

（１４）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

４ 適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に申し込みいただけます。

（１） 契約最大使用量が次のとおり。

契約最大使用量	８立方メートル以上

（２） 契約年間使用量が契約最大使用量の６００倍（小数点以下切捨て）以上。

（３） 契約月平均使用量が次のとおり。

契約月平均使用量	８１８立方メートル以上

（４） 契約年間引取量が契約年間使用量の７０パーセント以上。

（５） 契約年間負荷率が７５パーセント以上。

（６） 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要。

５ 契約の締結

（１） お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。

（２） お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、使用設備の

内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものとします。

① 契約最大使用量
② 契約昼間使用量
③ 契約夜間使用量
④ 契約年間使用量
⑤ 契約年間引取量
⑥ 契約月平均使用量
⑦ 契約月別使用量

（3） 契約期間は、原則として１年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約期間はさらに１年間延長するものとし、以降も同様とします。

6 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定します。なお、負荷計測器本体は、当社の負担とし、取付関係工事費はお客さまの負担とします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定します。

7 料金

（1） 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して３０日以内にお支払いいただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（2） 当社は別表２の料金表（料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、昼間基本料金単価、夜間基本料金単価、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。

（3） お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合におけるその月またはその期間の基本料金は、（2）にもとづく１ヶ月当たりの基本料金の全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定します。

8 単位料金の調整

（1） 当社は、毎月、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表２の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第３位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（２） （１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１の（５）に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ価格×０．０６３４

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

ア　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９　需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものとします。ただし、次の（１）、（２）および（５）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものとします。なお、補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１） 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の６００倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料とします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとします。

最大使用量倍率未達補償料 ＝ （（契約最大使用量の６００倍に相当する年間使用量）－（実績年間使用量））×（契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額×３）

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款を適用して算定される料金総額の１０３パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

（２） 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率｛(年間の１ヵ月当たり平均実績使用量／最大需要期の１ヵ月当たり平均実績使用量）×１００｝（小数点以下切捨て）が７５パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料とします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとします。

年間負荷率未達補償料 ＝ （（負荷率７５パーセントに相当する年間使用量）－（実績年間使用量））×（契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額×３）

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の１０３パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

（備考）

負荷率７５パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の１ヵ月当たり平均実績使用量に０．７５を乗じ、その量を１２倍した量とします。

（３） 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料とします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left(\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right) \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \right)$$

（4） 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の１時間当たりの使用量が契約最大使用量の１０５パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料とします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left(\left[\text{最大の1時間当たりの使用量} \right] - \left[\text{契約最大使用量} \times 1.05 \right] \right) \times \left[\text{契約種別の流量基本料金相当単価} \times 1.1 \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額がすでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料とします。

（5） 契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の１０５パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料とします。

$$\text{契約昼間使用量超過補償料} = \left(\left[\text{その月の昼間使用量} \right] - \left[\text{契約昼間使用量} \times 1.05 \right] \right) \times \left[\text{契約種別の昼間基本料金相当単価} \times 1.1 \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額がすでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料とします。

１０ 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は、この契約をその後継者に承継させ、かつ、後継者の義務履行を相手方に保証するものとします。

１１ 契約の変更または解消

（1） お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または２(１)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものとします。

（2） 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合および９の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます）には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとします。

１２ 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって、変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式の内「１２」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算します。なお、補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、１１(１)の規定による契約の変更または解消であって、当社がやむを得ないと判断した場合以外、または１１(２)の規定による契約の解消であって、お客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算は行いません。

１３ 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が１１(１)の規定によるものであって、当社がやむを得ないと判断した場合以外、または１１(２)の規定によるものであって、お客さまの契約違反のみによる場合には、当社は次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、契約中途解消補償料計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\text{解消日の翌月から契約終了月までの残存月数}\right) \times \left(\text{契約種別の基本料金相当額}\right)$$

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left(\text{前契約の１ヶ月当たりの基本料金}\right) - \left(\text{新契約の１ヶ月当たりの基本料金}\right)\right) \times \left(\text{解消日の翌月から前契約終了月までの残存月数}\right)$$

１４ 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後１年未満の契約期間中において、契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

１５　緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表２の料金表１および料金表２の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、９の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものとします。

(1)　定額基本料金割引額 ＝ 定額基本料金 × 調整時間／当該月の時間数 × １時間当たりの平均調整量／契約最大使用量

(2)　流量基本料金割引額 ＝ 流量基本料金単価 × 契約最大使用量 × 調整時間／当該月の時間数 × １時間当たりの平均調整量／契約最大使用量

(3)　昼間基本料金割引額 ＝ 昼間基本料金単価 × 契約昼間使用量 × 調整時間／当該月の時間数 × １時間当たりの平均調整量／契約昼間使用量

(4)　夜間基本料金割引額 ＝ 夜間基本料金単価 × 契約夜間使用量 × 調整時間／当該月の時間数 × １時間当たりの平均調整量／契約夜間使用量

１６　その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用します。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年９月３０日まで時間帯別Ｂ契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

Ｄ＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のＤを３０とする。）

Ｄ1＝Ｄのうち２０２６年9月３０日までの期間に属する日数

Ｄ2＝Ｄのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

Ｖ＝料金算定期間の使用量

Ｖ1＝旧選択約款適用期間の使用量

Ｖ2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

Ｖ1＝Ｖ×Ｄ1／Ｄ（小数点第１位以下の端数切り捨て）

Ｖ2＝Ｖ－Ｖ1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

Ｖ1＝Ｖ－Ｖ2

Ｖ2＝Ｖ×Ｄ2／Ｄ（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Ｖが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表１

料金及び消費税等相当額の算定方法

（１） 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

（２） 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計とします。

① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計とします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とします。

② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計とします。昼間基本料金は、昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は、夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額とします。

（３） 従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を適用する場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額とします。

（４） 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

（５） 調整単位料金の適用基準は次のとおりとします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別表２

料金表（消費税等相当額を含みます）

（１）適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから４，０００立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が４，０００立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ

①　基本料金（甲）

Ⅰ　定額基本料金

１ヶ月につき	４２，０９７．００円

Ⅱ　流量基本料金単価

１立方メートルにつき	５９１．２３円

② 基本料金（乙）

Ⅰ 昼間基本料金単価

１立方メートルにつき	４．６４円

Ⅱ 夜間基本料金単価

１立方メートルにつき	２．０９円

③ 基準単位料金

１立方メートルにつき	１８０．１４円

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

（３）料金表Ｂ

① 基本料金（甲）

Ⅰ 定額基本料金

１ヶ月につき	１６６，３９７．００円

Ⅱ 流量基本料金単価

１立方メートルにつき	５９１．２３円

② 基本料金（乙）

Ⅰ 昼間基本料金単価

１立方メートルにつき	４．６４円

Ⅱ 夜間基本料金単価

１立方メートルにつき	２．０９円

③ 基準単位料金

１立方メートルにつき	１４９．０７円

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

小　型　空　調　契　約

（選択約款）

２０２６年１０月１日実施

佐賀ガス株式会社

目　　次　　頁

１　目的　・・・・・・・・・　１

２　この選択約款の変更　・・・・・・・・・　１

３　用語の定義　・・・・・・・・・　１

４　適用条件　・・・・・・・・・　２

５　契約の締結　・・・・・・・・・　２

６　使用量の算定　・・・・・・・・・　２

７　料金　・・・・・・・・・　２

８　単位料金の調整　・・・・・・・・・　３

９　その他　・・・・・・・・・　３

付　則

１　実施の期日　・・・・・・・・・　４

２　本選択約款の実施に伴う切り替え措置　・・・・・・・・・　４

別表１　料金及び消費税等相当額の算定方法　・・・・・・・・・　５

別表２　料金表　・・・・・・・・・　５

１　目　的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

２　この選択約款の変更

（１）　当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）　お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）　この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。

（４）　この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３　用語の定義

（１）　「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力１７５．８キロワット（５０ＵＳ．ＲＴ）以下のガス吸収式の機器をいいます。

（２）　「その他期」とは、４月使用分(３月検針日の翌日から４月検針日まで)から１１月使用分(１０月検針日の翌日から１１月検針日まで)までの８ヶ月間をいい、「冬期」とは、１２月使用分(１１月検針日の翌日から１２月検針日まで)から３月使用分(２月検針日の翌日から３月検針日まで)までの４ヶ月間をいいます。

（３）　「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４）　「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については１０パーセントといたします。

（５）　「単位料金」とは、８に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4　適用条件

小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置することができる場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に申し込みいただけます。

5　契約の締結

（1）お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。

（2）　契約期間は次のとおりとします。

①　新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の検針日までとします。

②　契約期間満了時までに当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様とします。

（3）　当社は、この契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款による契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、またはガス小売供給約款による契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約またはガス小売供給約款による契約への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（4）　当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

6　使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

7　料金

（1）　当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して３０日以内にお支払いいただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（2）　当社は、小型空調契約には別表２の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。

8　単位料金の調整

（1）　当社は、毎月、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表２の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第３位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（2）　(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１の(3)に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６３４

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

ア　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9　その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用します。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年9月３０日まで小型空調契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のDを３０とする。）

D1＝Dのうち２０２６年9月３０日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量

V2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

V1＝V×D1／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

V2＝V－V1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

V1＝V－V2

V2＝V×D2／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表１

料金及び消費税等相当額の算定方法

（１） 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

（２） 従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額とします。

（３） 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

（４） 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（５）　冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用します。

別表２

料金表（消費税等相当額を含みます）

（１）適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２００立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が２００立方メートルを超え、４００立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が４００立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ

①　基本料金

１ヶ月およびガスメーター１個につき	１，０６７．００円

②　基準単位料金

冬期基準単位料金	１立方メートルにつき	２３３．７３円
その他期基準単位料金	１立方メートルにつき	１９４．７８円

③　調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

（3）料金表Ｂ

① 基本料金

１ヶ月およびガスメーター１個につき	１，５０７．００円

② 基準単位料金

冬期基準単位料金	１立方メートルにつき	２２７．７０円
その他期基準単位料金	１立方メートルにつき	１８８．７４円

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

（4）料金表Ｃ

① 基本料金

１ヶ月およびガスメーター１個につき	２，２７７．００円

② 基準単位料金

冬期基準単位料金	１立方メートルにつき	２２１．９２円
その他期基準単位料金	１立方メートルにつき	１８２．９６円

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とします。

暖 房 契 約 ・ あ っ た か プ ラ ン

（選 択 約 款）

２０２６年１０月１日実施

佐 賀 ガ ス 株 式 会 社

目 次

頁

１．目的 …… 1

２.この選択約款の変更 …… 1

３．用語の定義 …… 1

４．適用条件 …… 2

５．契約の締結 …… 2

６．使用量の算定 …… 3

７．料金 …… 3

８．単位料金の調整 …… 3

９．設置確認 …… 4

10．契約の変更又は解約 …… 4

11．その他 …… 4

付則

１．実施の期日 …… 5

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置 …… 5

（別表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法 …… 6

２．料金表１（その他の期間） …… 7

３．料金表２（適用期間） …… 8

１．目的

この選択約款は、ガス暖房機器等の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

２．この選択約款の変更

（１） 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２） お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３） この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。

（４） この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（１）「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

（２）「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

（３）「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。

（４）「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し温水を循環させる機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。

（５） 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗･作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

（6）「適用期間」とは１２月使用分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から４月使用分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）までの５ヶ月間をいい、「その他の期間」とは、５月使用分（４月検針日の翌日から５月検針日まで）から１１月使用分（１０月検針日の翌日から１１月検針日まで）までの７ヶ月間をいいます。

（7）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（8）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては１０パーセントといたします。

（9）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

この選択約款は、次の条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

・エネルギー源としてガスを使用する暖房機器で暖房を行う需要であること。
（併せて給湯機器・厨房機器を使用する場合を含む）

５．契約の締結

（1）お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。

（2）この選択約款に関する契約は、当社が前項の申し込みを承諾した時に成立いたします。

（3）契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（4）当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（５） 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（６） 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

６．使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

７．料金

（１） 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

（２）当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（３）料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日以内に支払っていただきます。

なお、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（４）料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定し、小数点第３位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

なお、調整単位料金の適用基準は別表１(４)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１０００円×（１＋消費税率）

（２）（１)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８８，６００円

② 平均原料価格（トン当たり）

（別表）１の(4)に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝ トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４２３

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６３４

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算 式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．設置確認

（１）当社は、４に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

（２） 暖房機器を取り外すなど、４に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

10．契約の変更又は解約

（１）お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、又は２(２)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11．その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０２６年9月３０日まで暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、２０２６年１０月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、２０２６年１０月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のDを３０とする。）

D1＝Dのうち２０２６年9月３０日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち２０２６年１０月１日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量

V2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

V1＝V×D1／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

V2＝V－V1

ロ　旧選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により２０２６年５月から同７月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

V1＝V－V2

V2＝V×D2／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、２０２６年１０月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

（別 表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

（２）料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

①「料金表１（その他の期間）」は、料金算定期間の末日が５月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②「料金表２（適用期間）」は、料金算定期間の末日が１２月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

（３）従量料金は、基準単位料金、又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（４）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定　にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（５）料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表１（その他の期間）

（１）適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから２５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が２５立方メートルを超え、２０８立方メートルまでの場合にいたします。

料金表Ｃ　使用量が２０８立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	１，２１０.００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２８７．２６円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	１，６６１.００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２７４．７２円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（４）料金表Ｃ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	５２９６.５０円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２５７．２７円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．料金表２（適用期間）

（１） 適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから２５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が２５立方メートルを超え、５２立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が５２立方メートルを超え、７７立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ　使用量が７７立方メートルを超え、１０３立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｅ　使用量が１０３立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	１，２１０.００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２８７．２６円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	２，３２１．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２３６．１１円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（４）料金表Ｃ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	３，８６１．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２０６．５０円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（５）料金表Ｄ　（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	４，９８３．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１９１．９２円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（６）料金表Ｅ（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

１ヶ月及びガスメーター １個につき	６，０８３．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１８１．２３円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。